

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

農業用使用済プラスチック回収のお知らせ

農業用プラスチックは「産業廃棄物」であり、これを捨てたり野焼きをすることは法律で禁じられています。このため朝日町農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会において農業用使用済プラスチックの回収を下記により行います。

▶日時

7月26日(火)

午前8時～午前9時 中部地区の方

午前9時～午前10時 西・北部地区の方

▶場所

朝日果実流通センター(和合選果場)

▶料金

①通常：1kgあたり50円

②サクランボハウス等で使用したきれいな農ポリ
：1kgあたり35円

当日、現金にてお支払いをお願いします。

▶回収物

農業で使用したビニール、プラスチック製品等

(ただし、農薬用のプラスチック容器は後日回収します。)

※「リサイクルできるもの」と「リサイクルできないもの」を分別してお持ちください。

★リサイクルできるもの

ポリ、農ビ、畦シート、肥料袋など

★リサイクルできないもの

反射シート、ブルーシート等糸の入っているポリ・ビニール類、ネット類、リング等金属のついたシート類等

▶注意点

作業の都合上、20kg程度に結束して出して下さい。

▶問合せ先

農林振興課 農政係 ☎67-2114

JA さがえ西村山朝日営農生活センター

☎67-3535

雑誌の希望調査を実施します

朝日町立図書館では、より多くの方に利用していただくため、新たに追加する雑誌の希望調査を実施します。

普段から読んでいる雑誌や読んでみたい雑誌がありましたら、ぜひご回答ください。図書館に直接行けない方でも、ホームページのアンケートフォームより簡単に回答いただけます。

※調査のため、回答したものが必ず購入されるわけではありません。ご了承ください。

▶募集期間

7月15日(金)～8月31日(水)

▶受付場所

朝日町立図書館

▶回答方法

①図書館窓口に設置している調査用紙に記入

②町HPのアンケートフォーム

▶問合せ先

朝日町立図書館 ☎67-2118

奨学金の返還を支援します

一旦県外で就業した若者が、県内にUターンし就業・定住した場合に奨学金の返還を支援します。

▶事業名

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【Uターン促進枠】

▶募集人員

山形県全体40名

▶募集期限

8月31日(水)午後5時(必着)

▶応募資格

次のA又はBのいずれかに該当する者で、かつ(1)から(7)の要件全てに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高等学校等を卒業し、大学等を卒業した者

B 県内に所在する大学等を卒業した者

(1) 大学等在学中に、将来定住を希望する市町村で定める奨学金(※)の貸与を受けていた者で、返還残額がある者

※朝日町奨学金、日本学生支援機構(第一種、第二種)

(2) 申請日の属する年度の末日において35歳以下の者(誕生日が昭和62年4月2日以降の方)

(3) 大学等卒業後、県外において就業の実績がある者

(4) 申請時点で県外に居住しておりかつ県内で就業していない者

(5) 県内企業等への就業を希望する者又は県内での創業を希望する者

※公務員は対象外

(6) 次の①②のいずれにも該当する者

①申請日以降、令和5年10月31日までに山形県内に居住し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの者

②申請日以降、令和5年10月31日までに山形県内で正規雇用として就業又は創業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの者

(7) 申請時点において、次の①②③のいずれにも

該当しない者

①この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者

②既に本事業の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者

③山形県若者定着奨学金返還支援事業又は本事業で既に助成対象者として支援を受けている者

▶返還支援額

県内に居住・就業後3年の間に奨学金の貸与機関に返還した額(千円未満切り捨て)※上限60万円

▶応募書類

ア やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【Uターン促進枠】

イ 高校等の卒業証明書又は卒業証書の写し(県外大学等の卒業者のみ)

ウ 大学等の卒業証明書又は卒号証書の写し

エ 住民票の写し(マイナンバーの記載のないもので申請日前1か月以内に発行されたもの)

オ 県外での就業実績が確認できる書類(在職証明書、退職証明書等)

カ 奨学金貸与証明書

キ 奨学金返還証明書(申請日前1か月以内に発行されたもの)

ク 作文 ※選考に必要な書類

・内容は「県外で就業した経験を活かし、今後朝日町でやってみたいこと」

・400字詰め原稿用紙2枚以内でお書きください。

※詳細については町のホームページをご覧ください。申請書についても、同ページからダウンロードできます。

▶申込・問合せ先

政策推進課 地域振興係 ☎67-2112

7月は「社会を明るくする運動」の強化月間です

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直り「更生」について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。犯罪と非行の防止と更生支援をみんな

で推進しましょう。

▶問合せ先

税務町民課 住民生活係 ☎67-2119

ふるさと奨学ローン ～応援します。未来の主役たち！～

本ローンの対象者が卒業後、山形県内に就職または就業した場合、それ以降の利子に対して最長10年間、元金300万円を限度に（公財）山形県勤労者育成教育基金協会から年2.00%の利子補給が受けられます。

※ただし、融資金利が年2.00%を下回った場合は、融資金利が利子補給率になります。

※カード型は在学期間中、限度額の範囲内で繰り返しご利用いただけます。

▶使いみち

大学・短大・高校・専門学校等の学資金、住居・生活資金など

▶融資限度額

最高2,000万円

▶融資金利（融資期間）

【変動金利型】年1.55%～年2.45%（最長20年）

※2022年9月末日までの適用金利

※カードローンの利用期間と元金返済期間を合わせて20年以内

※カードローンの利用期間は、在学期間を限度として最長7年間元金据置きができます。

▶保証

労働金庫指定の保証機関の利用となります。

※カードローン利用期間中は、所定の保証料が金利に含まれます。

※元金返済期間中の保証料は、労働金庫が負担します。

▶その他

○ローンの詳細は、労働金庫にお問合せください。

○一括で融資金額を受け取れる証書貸付型もあります。

※労働金庫の店頭で、返済額の試算を行います。

※労働金庫の審査の結果、融資できない等、ご希望に添えない場合があります。

▶申込・問合せ先

東北労働金庫寒河江支店

☎0237-86-2210

経営上のお悩みは山形県よろず支援拠点へ

▶対象

中小企業・小規模事業者・創業希望者 等

▶相談内容

売上拡大・経営改善・Web関連等の経営課題、創業について

▶相談相手

13名の各分野の専門家

▶経費

無料

▶申込

ホームページよりお申し込みください。

URL：<https://yorozu-yamagata.com/>

▶問合せ先

山形県よろず支援拠点 ☎023-647-0708

県道宮宿浮島線（宮宿地内）通行制限のお知らせ

県道宮宿浮島線（宮宿地内）無散水消雪施設更新工事に伴い下記の内容で通行制限が行われます。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

▶工事場所

宮宿地内・大東建設近く交 差点からいとう惣菜付近まで

▶路線名

一般県道宮宿浮島線

▶工期

7月19日～10月31日

（延長の可能性あり）

▶規制時間・内容

午前9時～午後5時 片側交互通行

▶発注者

西村山道路計画課 ☎0237-86-8404

▶受注者

大東建設株式会社 ☎0237-67-3101

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、家計が悪化している低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から、支給要件を満たした世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

▶「ひとり親世帯分」について

○支給対象者

以下のいずれかの要件を満たす方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受ける方。【申請不要】
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けない方。（「公的年金」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- ③令和4年4月分の児童扶養手当の支給は受けていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準になっている方。

○申請方法

- ①に該当する方
申請不要で山形県から児童扶養手当の口座へ6月末に支給済みです。
- ②③に該当する方
申請が必要です。右記に問合せください。

▶「ふたり親その他の世帯分」について

○支給対象者

以下のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童手当受給者で、令和4年度分の住民税（均等割）が非課税の方。（公務員を除く）【申請不要】
- ②令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分の住民税（均等割）が非課税の方。【申請不要】
- ③令和4年4月から令和5年3月末までに出生した児童の児童手当受給者で、令和4年度の住民税（均等割）が非課税の方。【申請不要】
- ④令和4年3月末時点で平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの子のみを養育していて、令和4年度の住民税（均等割）が非課税の方。
- ⑤平成16年4月2日から令和5年3月31日生まれの子（特別児童扶養手当受給者については平

成14年4月2日以降生まれ）の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、申請者・配偶者のうち収入が高い方の年収見込み額が令和4年度の住民税（均等割）非課税者と同水準にあると認められる方。

※すでに、ひとり親世帯分を受給している方は支給対象になりません。

○申請方法

- ・支給対象者①②③に該当する方
申請不要で支給されます。【公務員の方は申請が必要です】
対象となる方には、申請不要で支給される対象者であることをお知らせする通知を郵送しています。給付金の受給を希望しない場合は、受取拒否届出書をお知らせしている期限までにご提出ください。
- ・支給対象者④⑤に該当する方
申請が必要です。下記に問合せください。

○その他

未申告の方など7月中旬の時点で非課税であることが確定していない方は、税情報が確定して、令和4年度住民税（均等割）が非課税の場合支給となります。
給付金支給後に支給要件に該当しないこと（修正申告等により令和4年度住民税均等割が課税されることになった等）が判明した場合は、給付金を返還していただきます。

▶給付額

児童1人につき5万円
※児童とは平成16年4月2日から（障害児の場合は平成14年4月2日から）令和5年2月28日までに出生した児童を指します。

▶申請期限

令和5年2月28日（火）まで
（郵送の場合は消印有効）
※「ふたり親その他の世帯分」の⑤に該当する方で令和5年3月生まれの子がいる方は令和5年3月31日（金）まで

▶問合せ・申請先

健康福祉課 子育て支援係 ☎67-2156